

八千代市建築確認申請等仮預かり審査制度実施要領

（目的）

第1 本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第18条の3の規定により定められた平成19年国土交通省告示第835号「確認審査等に関する指針等」に基づく確認審査等を円滑に運用するために実施する建築確認申請等仮預かり審査（以下「仮預かり審査」という。）について必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2 本要領は、八千代市建築主事（以下「建築主事」という。）へ法第6条第1項に定める確認申請又は法第18条第2項に定める計画通知を行う予定の建築物のうち、建築主が希望するものについて適用する。

（仮預かり審査の手続き等）

第3 仮預かり審査を受けようとするものは、必要な関連規制の事前協議を終えた後、別に定める「建築確認申請等仮預かり審査願書」（以下「願書」という。）及び事前協議報告書に建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書及び書類（ただし、副本は1通とする）を添えて、建築主事に提出するものとする。

（設計者の義務）

第4 設計者は、法第6条第1項に定める建築基準関係規定に適合するよう設計し、図面を作成しなければならない。

2 設計者は、別に定める確認申請チェックリストで提出図書の確認を行った上、そのチェックリストを提出図書に添付しなければならない。

（仮預かり審査の内容等）

第5 建築主事は、意匠、構造及び設備（省エネ適合性判定含む。）に関する事項について、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査する。ただし構造計算適合性判定及び消防長等の同意に係る部分の審査は行わない。

（仮預かり審査の結果の通知）

第6 建築主事は、第5の審査の結果、建築基準関係規定に適合することを認めたときはその旨を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときはその旨、及びその理由を記載した仮預かり審査結果通知書を建築主に通知する。

(仮預かり審査の目標審査期間)

第7 建築主事は、法第6条第1項第一号及び第二号までに係るものは願書受付後21日以内を目標に、同項第三号に係るものは願書受付後7日以内を目標に、第6の仮預かり審査の結果を通知するよう努める。

(図書)訂正等

第8 建築主事は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は提出された図書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないときは、図書の訂正又は追加説明（以下、「訂正等」という。）を求める。

(仮預かり審査の終了)

第9 建築主事は、建築基準関係規定に適合することを認めたとき、又は第8により求めた訂正等が終了したことを認めたときは、仮預かり審査を終了する。

2 提出された図書及び書類の記載事項に、著しく不整合が認められた場合、及び建築主又は設計者の都合による計画変更があった場合には、第8にかかわらず仮預かり審査を途中で終了し、その旨を建築主に通知するものとする。

(確認申請の提出)

第10 建築基準関係規定に適合するものとして仮預かり審査を終了したものは、八千代市建築主事に確認申請を提出するものとする。

2 仮預かり審査で提出した書類は、事前審査終了後、確認申請又は計画通知時の申請図書の一部として扱うこととする。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じて見直しを図ることとする。